

岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金（医療分）交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第4条に基づく岡山県計画（以下「県計画」という。）に定める事業について、交付対象者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この補助金は、岡山県地域医療介護総合確保基金事業実施要綱に基づき実施する事業のうち、別表の第2欄に定める事業を対象とする。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、岡山県における医療及び介護の総合的な確保のために策定した県計画に基づき、地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する構想をいう。）の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備、居宅等における医療の提供及び医療従事者の確保を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 この補助金は、前条の目的の達成に資するため、別表の第2欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第3欄に掲げる者に対し交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、第5条の申請をすることができない。

- 一 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - 二 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - 三 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 この補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（ただし同表の第5欄に定める額を限度とする。）と総事業費から診療収入額及び寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「交付基礎額」という。）に、同表の第6欄に定める率を乗じて得た額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以下とする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付申請は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表の第7欄に掲げる申請添付書類を付して、毎年度知事が別に定める日までに行わなければならない。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）の補助事業に係る関係書類の保存について、次のとおりとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類及び調書を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産処分の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類及び帳簿を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産等がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産処分の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

また、証拠書類等の保管期間が満了する前に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

二 補助事業を行うために締結する施設整備又は設備整備に係る契約については、医療施設の施設整備に係る契約手続の取扱指針（平成21年10月19日施第633号）、又は医療施設の設備整備に係る契約手続の取扱指針（平成22年4月1日医推第100号）に定める手続によらなければならない。

三 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

四 この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

五 その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

六 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事

業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第2号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

七 補助事業者は、知事の求めに応じ、この補助事業の実施状況について、事業実施状況報告書（様式第2-2号）により知事に報告するものとする。

八 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに知事に報告しなければならない。

ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。

九 補助事業による取得財産等については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

十 取得財産等で価格が単価50万円以上（事業者が地方公共団体以外のものの場合は30万円以上）の機械及び器具について、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまでに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、取得財産処分承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

十一 知事の承認を受けて財産を処分することにより補助事業者に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。

十二 補助事業者が、知事の承認を受けて、転用、無償譲渡、無償貸付、交換、取り壊し又は廃棄等の財産の処分を行うにあたっては、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（大臣官房会計課長発平成20年4月17日付け会発第0417001号）別添第4の2に規定により算出した財産処分納付金額を、県に納付させことがある。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 補助事業者が規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の日の翌日から起算して15日を経過する日までとする。

（変更承認申請等）

第8条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情により、事業の内容の変更等をしようとする場合には、別表の第7欄に掲げる申請添付書類に準じる書類を付して、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第5号）により、知事の承認を受けなければならない。ただし、規則第10条

の規定による軽易な変更については次のとおりとする。

- 一 20%を越えない対象経費又は補助金の減額を行う場合
- 二 補助の目的及び内容に影響を及ぼさない場合（施設整備に係る補助においては、建物の設置場所、規模、構造又は用途等、機能を著しく変更しない軽微な変更を含む。）

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後1か月以内（第8条により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内）又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）に別表の第8欄に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月23日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成27年9月30日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成27年11月17日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成28年9月27日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成29年9月20日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成30年11月6日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成31年2月7日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和元年11月29日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和2年11月25日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年9月21日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年10月13日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年10月13日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

ただし、別表の第1欄11の事業のうち、令和4年度分の補助金事業からの継続事業については、なお従前の例による。

別表

1	2	3	4	5	6	7	8
番号	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	申請添付書類	実績添付書類
11	病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業	岡山県内に所在する病院又は有床診療所の開設者	(1)地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、医療機関が過剰な一般病床又は療養病床から回復期病床等不足する病床機能へ転換する際に要する費用 ただし、転換整備後、10年間は当該機能を維持すること ①医療施設等の新築、増改築及び改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費 ②建物の整備の一環として要する設備整備費又は備品購入費	地域医療構想の達成に向け、過剰な一般病床又は療養病床から回復期病床等不足する病床機能へ転換する病床1床当たり 9,000千円 1施設当たり 上限額 10,800千円	1/2以内	様式第31-1号 様式第31-2-1号 完了前後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図 (各室の用途を示すこと。) 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 様式第31-3号(予算書) 着手前の建物の全景及び補助対象事業の概要(室内・医療機器等の様子がわかるもの)を示す写真	様式第31-4号 様式第31-5-1号 契約書の写し 完了後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図 (各室の用途を示すこと。) 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し 納品書の写し 様式第31-6号(決算書) 完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要(室内・医療機器等の様子がわかるもの)
			(2)地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、医療機関が病棟・病室を他の用途(機能転換以外)へ変更するに伴い削減する一般病床又は療養病床1床当たり ①鉄筋コンクリートの場合 5,022千円 ②ブロックの場合 4,377千円 ただし、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない ②変更後の用途に要する設備整備費又は備品購入費	地域医療構想の達成に向け、病棟・病室を他の用途(機能転換以外)へ変更するに伴い削減する一般病床又は療養病床1床当たり 5,022千円 ①鉄筋コンクリートの場合 4,377千円 ただし、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない 1施設当たり 上限額 10,800千円	1/2以内	様式第31-1号 様式第31-2-2号 完了前後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図 (各室の用途を示すこと。) 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 様式第31-3号(予算書) 着手前の建物の全景及び補助対象事業の概要(室内・医療機器等の様子がわかるもの)を示す写真	様式第31-4号 様式第31-5-2号 契約書の写し 完了後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図 (各室の用途を示すこと。) 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し 納品書の写し 様式第31-6号(決算書) 完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要(室内・医療機器等の様子がわかるもの)
			(3)地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、医療機関が一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小を行うもの ただし、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない ①不要となる建物(病棟・病室等)及び医療機器の撤去に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費 ②不要となる建物(病棟・病室等)や不要となる医療機器の処分(解体、廃棄又は売却)に係る1件あたり100万円以上の損失(財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る)	(1)地域医療構想の達成に向け、一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小を行うもの ただし、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない (2)不要となる建物(病棟・病室等)及び医療機器の撤去に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費で、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、翌年度以降、解体する際に発生する費用について対象	1/2以内	様式第31-1号 様式第31-2-3号 完了前後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図 (各室の用途を示すこと。) 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 固定資産台帳 様式第31-3号(予算書) 着手前の建物の全景及び補助対象事業の概要(室内・医療機器等の様子がわかるもの)を示す写真	様式第31-4号 様式第31-5-3号 契約書の写し 完了後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図 (各室の用途を示すこと。) 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し 固定資産台帳 様式第31-6号(決算書) 完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要(室内・医療機器等の様子がわかるもの)
			③早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る)の活用により上積みされた退職金の割増相当額 ④地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、異なる開設者が複数の医療機関を統合し、二次保健医療圏で必要な病床機能を整備するに要する費用及び医療機関が統合に合わせて一般病床又は療養病床を削減する場合に、事業縮小の際に要する費用 ただし、転換整備後、10年間は当該機能を維持すること ①医療施設等の新築、増改築及び改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費 ②建物の整備の一環として要する設備整備費又は備品購入費 ③不要となる建物(病棟・病室等)及び医療機器の撤去に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費	(1)地域医療構想の達成に向け、一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小を行うもの ただし、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない (2)対象となる費用 地域医療構想の達成に向けた機能転換や一般病床又は療養病床の削減に伴い退職する職員の退職金の割増相当額 上限額 6,000千円 地域医療構想の達成に向け、異なる開設者が複数の医療機関を統合し、二次保健医療圏で必要な病床機能を整備する 病床1床当たり 9,000千円	1/2以内	様式第31-1号 様式第31-2-5号 就業規則等の写し 様式第31-3号(予算書)	様式第31-4号 様式第31-5-5号 就業規則等の写し 退職金計算書 新旧社員名簿 離職証明書等書類 様式第31-6号(決算書)
11	病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業	岡山県内に所在する病院又は有床診療所の開設者	③早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る)の活用により上積みされた退職金の割増相当額 ④地域医療構想達成に向け、地域医療構想調整会議での合意を経て、異なる開設者が複数の医療機関を統合し、二次保健医療圏で必要な病床機能を整備するに要する費用及び医療機関が統合に合わせて一般病床又は療養病床を削減する場合に、事業縮小の際に要する費用 ただし、転換整備後、10年間は当該機能を維持すること ①医療施設等の新築、増改築及び改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費 ②建物の整備の一環として要する設備整備費又は備品購入費 ③不要となる建物(病棟・病室等)及び医療機器の撤去に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費	地域医療構想の達成に向け、異なる開設者が複数の医療機関を統合し、二次保健医療圏で必要な病床機能を整備する 病床1床当たり 9,000千円 1施設当たり 上限額 10,800千円 地域医療構想の達成に向け、異なる開設者が複数の医療機関を統合し、一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小を行うもの、不要となる建物(病棟・病室等)及び医療機器の撤去に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費で、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、翌年度以降、解体する際に発生する費用について対象 ただし、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない	1/2以内	様式第31-1号 様式第31-2-1号 完了前後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図 (各室の用途を示すこと。) 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 様式第31-3号(予算書) 着手前の建物の全景及び補助対象事業の概要(室内・医療機器等の様子がわかるもの)を示す写真	様式第31-4号 様式第31-5-1号 契約書の写し 完了後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図 (各室の用途を示すこと。) 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し 納品書の写し 様式第31-6号(決算書) 完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要(室内・医療機器等の様子がわかるもの)
			③不要となる建物(病棟・病室等)及び医療機器の撤去に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費	地域医療構想の達成に向け、異なる開設者が複数の医療機関を統合し、一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小を行うもの、不要となる建物(病棟・病室等)及び医療機器の撤去に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費で、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、翌年度以降、解体する際に発生する費用について対象 ただし、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない	1/2以内	様式第31-1号 様式第31-2-3号 完了前後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図 (各室の用途を示すこと。) 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 様式第31-3号(予算書) 着手前の建物の全景及び補助対象事業の概要(室内・医療機器等の様子がわかるもの)を示す写真	様式第31-4号 様式第31-5-3号 完了後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図 (各室の用途を示すこと。) 工事設計書 工事仕訳書 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し 納品書の写し 様式第31-6号(決算書) 完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要(室内・医療機器等の様子がわかるもの)

別表

1 番号	2 補助事業	3 事業実施主体	4 補助対象経費	5 基準額	6 補助率	7 申請添付書類	8 実績添付書類
			④不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（解体、廃棄又は売却）に係る1件あたり100万円以上の損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）	(1)地域医療構想の達成に向け、異なる開設者が複数の医療機関を統合し、一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小を行うもので、地域医療構想公示日までに取得（契約）したもの ただし、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない (2)解体、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」） ①建物については、解体又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）で、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）について対象 ②医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）で、「有姿除却」は対象としない	1/2 以内	様式第31-1号 様式第31-2-4号 完了前後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図（各室の用途を示すこと。） 工事仕様書 工事設計書 工事仕訳書 固定資産台帳 様式第31-3号（予算書） 着手前の建物の全景及び補助対象事業の概要（室内・医療機器等の様子がわかるもの）を示す写真	様式第31-4号 様式第31-5-4号 契約書の写し 完了後の建物の構造概要、平面図、配置図及び立面図（各室の用途を示すこと。） 工事設計書 工事仕訳書 固定資産台帳 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書の写し 特別損失等の金額とその明細を証する資料（財務諸表の写し等） 様式第31-6号（決算書） 完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要（室内・医療機器等の様子がわかるもの）を示す写真
11	病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業	岡山県内に所在する病院又は有床診療所の開設者	⑤早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額	(1)地域医療構想の達成に向け、異なる開設者が複数の医療機関を統合し、一般病床又は療養病床を削減することによる事業縮小を行うもの ただし、介護医療院へ病床転換する場合は、病床削減に含まない (2)対象となる費用 地域医療構想の達成に向けた機能転換や一般病床又は療養病床の削減に伴い退職する職員の退職金の割増相当額 上限額 6,000千円	1/2 以内	様式第31-1号 様式第31-2-5号 就業規則等の写し 様式第31-3号（予算書）	様式第31-4号 様式第31-5-5号 就業規則等の写し 退職金計算書 新旧社員名簿 離職証明書等書類 様式第31-6号（決算書）

※第7、8欄の「予算書」「決算書」は、当該事業に関する部分の抄本を添付すること。

全ての事業に関し、第7欄の申請添付書類として、暴力団等排除措置に係る誓約書及び役員等名簿（事業実施主体が国・独立行政法人・国立大学法人・特殊法人・地方公共団体・地方独立行政法人・公立大学法人・地方公社及び本県が出資・出えんしている法人等を除く。）並びに岡山県税の完納証明書（補助金交付申請書到達日前3ヶ月以内のもの）を添付すること。